

次に定める基準に基づいてその内容を審査します。

全ての項目にチェックを付け、ご確認頂いた上でご提出ください。

- 原則として閉塞的な使用はせず、市民に開かれた事業等であること
- 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であること
- 公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること
- アートセンター内の他施設（小劇場、映像館、研修室、録音室、工房等）の運営に影響を及ぼさないこと
- 法令又は公序良俗に反さないこと
- アートセンターの政治的、または宗教的中立性を損なわないこと
- 営利を目的としないもの
収益を伴う事業等にあっては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業等であること
- 終了後、14日以内に「施設協力事業等実施報告書」を提出すること
- その他、川崎市アートセンター条例又は川崎市アートセンター条例施行規則を遵守すること